

産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県さいたま市桜区大字神田497番地1
氏 名 株式会社 武蔵野化学
代表取締役 小嶋 敏夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成27年 1月30日

許可の有効年月日 平成31年12月12日

1. 事業の範囲

中間処理

蒸留・焼却：廃油（蒸留再生可能な有機溶剤に限る。） 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

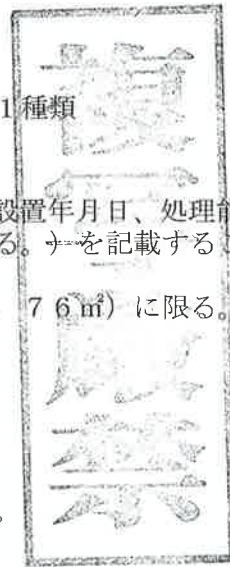
施設等の所在地

埼玉県久喜市桜田五丁目16番1 以上1筆（面積8,073.76㎡）に限る。

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおりに。

3. 許可の条件

中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。



4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和51年 4月23日	指令環第798号	新規許可
平成21年10月27日	—	変更届（保管面積の縮小）
平成21年12月28日	指令東環第7-5号	更新許可
平成24年11月27日	指令産廃第743号	変更許可（焼却（蒸留・焼却施設）の追加）
平成27年 1月30日	指令東環第100-4号	更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ ・ 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
蒸留・焼却施設	蒸留 45.0t/日 (8時間)	廃油(蒸留再生可能な有機溶剂に限る。) 以上1種類	昭和51年4月23日 — —
	焼却 16.0t/日 (8時間)		平成9年12月1日 平成9年12月1日 特産5-17

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃油(蒸留再生可能な有機溶剂に限る。) 以上1種類	39.0m ²	2.9m(屋内) (200Lドラム缶×168本) (18L石油缶×1,080缶)
廃油(蒸留再生可能な有機溶剂に限る。) 以上1種類	39.0m ²	2.9m(屋内) (200Lドラム缶×240本)
廃油(蒸留再生可能な有機溶剂に限る。) 以上1種類	39.0m ²	2.9m(屋内) (200Lドラム缶×240本)
廃油(蒸留再生可能な有機溶剂に限る。) 以上1種類	39.0m ²	2.9m(屋内) (200Lドラム缶×240本)